

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、3月6日に麻生財務大臣兼金融担当大臣談話の公表及び大臣名での要請を行ったところであり、各金融機関においては、同要請に基づき事業者への資金繰り支援について、迅速かつ柔軟に取り組んで頂いているものと承知しております。

こうした中、3月10日に政府が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第2弾―」において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上高が急減している中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下、「日本政策金融公庫等」とする。）による特別貸付制度が創設されたところです。

現在、このような制度創設に加え、年度末の金融繁忙期を控える中、日本政策金融公庫等の特別相談窓口には、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の活用を希望する事業者等による相談が急激に増加しています。

こうした状況を踏まえ、金融庁としては、日本政策金融公庫等と民間金融機関との連携を強化することにより、事業者の資金繰り支援に万全な対応をお願いしたいと考えております。

また、中小企業庁より、全国信用保証協会連合会に対し、追加要請を行っております。

こうした事項を踏まえ、各金融機関においてより一層の事業者への資金繰り支援に取り組んで頂くよう、下記事項について要請しますので、貴協会会員宛に周知徹底方よろしくをお願いします。

記

1. 事業者の資金繰り支援に万全を期すため、例えば以下のような対応を行うなど、日本政策金融公庫等との連携の強化に努めること。
 - ・取引先事業者から資金繰りに係る相談があった場合には、必要に応じ、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要について説明する。
 - ・取引先事業者が当該特別貸付の活用を希望する場合には、公庫作成のチェックリストに基づき必要書類を教示する。
 - ・取引先事業者が公庫との円滑な取引を行うため、必要書類を確認（一部の書類添付でも可）の上、近隣の公庫支店に当該書類を提出する。

2. 既往債務に係る条件変更を実施した事業者に対しては、条件変更後も継続して事業者の資金繰り支援や経営改善等の相談に真摯・丁寧に対応すること。

また、条件変更においては、事業者の今後の事業の先行きやニーズを十分に踏まえ、余裕をもった返済期限の繰り延べや元本返済の据え置き期間の延長など、柔軟に対応すること。

なお、3月6日付の大臣名で要請した不必要な書類の徴求を行わないことについては、書類の簡素化も含めて、更に徹底すること。

3. 中小企業庁の追加要請なども踏まえ、信用保証協会と積極的に連携し、セーフティネット保証制度等の活用を行うこと。

以 上